
第1回 日吉津村議会定例会会議録（第5日）

令和3年3月22日（金曜日）

議事日程（第5号）

令和3年3月22日 午後1時30分 開議

- 日程第 1 議案第 2号 日吉津村新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助基金条例について
- 日程第 2 議案第 3号 日吉津村一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例について
- 日程第 3 議案第 4号 日吉津村公共施設等建設基金条例の全部改正について
- 日程第 4 議案第 5号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 6号 日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 7号 日吉津村奨学基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 7 議案第 8号 日吉津村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 8 議案第 9号 日吉津村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例を廃止する条例について
- 日程第 9 議案第 10号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第9回）について
- 日程第 10 議案第 11号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第 11 議案第 12号 令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）について
- 日程第 12 議案第 13号 令和2年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第4回）について
- 日程第 13 議案第 14号 令和3年度鳥取連西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 14 議案第 15号 令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算

について

日程第 15 議案第 16 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 16 議案第 17 号 令和 3 年度日吉津村下水道事業会計予算について

日程第 17 議案第 18 号 日吉津村総合計画を定めることについて

日程第 18 議案第 19 号 日吉津村教育委員会委員の任命について

日程第 19 議案第 20 号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 20 議案第 21 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 10 回）について

日程第 21 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 22 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 23 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 24 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

日程第 25 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案第 2 号 日吉津村新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助基金条例について

日程第 2 議案第 3 号 日吉津村一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例について

日程第 3 議案第 4 号 日吉津村公共施設等建設基金条例の全部改正について

日程第 4 議案第 5 号 日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第 6 号 日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第 7 号 日吉津村奨学基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例について

日程第 7 議案第 8 号 日吉津村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止する条例について

- 日程第 8 議案第 9 号 日吉津村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例を廃止する条例について
- 日程第 9 議案第 10 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 9 回）について
- 日程第 10 議案第 11 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 11 議案第 12 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 回）について
- 日程第 12 議案第 13 号 令和 2 年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第 4 回）について
- 日程第 13 議案第 14 号 令和 3 年度鳥取連西伯郡日吉津村一般会計予算について
- 日程第 14 議案第 15 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 日程第 15 議案第 16 号 令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 16 議案第 17 号 令和 3 年度日吉津村下水道事業会計予算について
- 日程第 17 議案第 18 号 日吉津村総合計画を定めることについて
- 日程第 18 議案第 19 号 日吉津村教育委員会委員の任命について
- 日程第 19 議案第 20 号 日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議案第 21 号 令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 10 回）について
- 日程第 21 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 22 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 23 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 24 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 25 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（10名）

1 番 長谷川 康 弘

2 番 山 路 有

3番 橋井満義

4番 三島尋子

5番 松本二三子

6番 河 中 博 子

7番 前 田 昇

8番 松 田 悦 郎

9番 加 藤 修

10番 井 藤 稔

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 高 森 彰 書記 森 下 瞳

説明のため出席した者の職氏名

村長 中 田 達 彦 総務課長 高 田 直 人
住民課長 矢 野 孝 志 福祉保健課長 小 原 義 人
建設産業課長 益 田 英 則 教育長 井 田 博 之
教育課長 横 田 威 開 会計管理者 西 珠 生

午後1時30分 開議

○議長（井藤 稔君） ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 議案第2号

○議長（井藤 稔君） 日程第1、議案第2号、日吉津村新型コロナウイルス感染症対策資金利子補助基金条例についてを議題といたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第2号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第3号

○議長（井藤 稔君） 日程第2、議案第3号日吉津村一般廃棄物処理施設整備費積立基金条例についてを議題といたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第4号

○議長（井藤 稔君） 日程第3、議案第4号日吉津村公共施設等建設基金条例の全部改正についてを議題といたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号

○議長（井藤 稔君） 日程第4、議案第5号日吉津村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これから討論を行い

ます。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号

○議長（井藤 稔君） 日程第5、議案第6号日吉津村被災者住宅再建等の支援に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号

○議長（井藤 稔君） 日程第6、議案第7号日吉津村奨学基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。これから討論を行います。討論は反対賛成の順に行います。はじめに反対の討論はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。議案第7号日吉津村奨学基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例について、わたくしは廃止に反対する討論をします。わたくしは平成29年12月議会の一般質問で、基金の有効活用について留学奨学金をということで質問をい

たしました。住民から留学の奨学金をという意見が寄せられ、基金について改めて考えてみました。その中で奨学金国際交流基金の活用ができないものかと考えたのです。

日吉津村の奨学基金の設置管理及び処分に関する条例で、本村教育の振興を図るため設置するとされ、処分は基金の取り崩し、奨学基金貸付の経費に充てる場合に限り処分することができるとしています。この時点での積立金は200万円でした。実際奨学金の貸し付けは、基金取り崩しはせず貸付金の全額を一般財源で充当、返済金は諸収入貸付金元利収入として一般会計に計上されております。

交流基金については日吉津村国際交流基金条例で、日吉津村における国際交流に推進する費用にあるため設置とあり、処分については定めてありません。この基金ですけれども、令和2年度末で約1,400万円ございます。今回、奨学金条例廃止の提案理由として、奨学基金貸付は基金を財源として充当せず、貸付元利収入を財源に事業を行っており、基金の必要性がなくなってきたことから、令和元年度、2年度に基金全額をすべて充当し、今後は貸付金元利収入を財源に奨学基金貸付事業を継続するとしています。

今後は貸付金元利収入を財源に貸し付け継続をしていますがけれども、現在のような社会情勢に立った場合、また返還ができなかった場合、スムーズにはこぶのかどうかということの財政状況について危惧し考えるものです。

以前の一般質問の答弁においてですが教育長の答弁として、現在は、留学奨学金は想定していない。だが、グローバル化を考えて、人材育成の政策として今後検討をしていきたいという答弁がございました。未来の人材を育てるためには、条例の廃止ではなく毎年度一定額を積立て、給付型奨学金も支給できるよう改正をしていきたらどうかと考えるものです。改正を検討していただくことを求めて、反対討論といたします。

○議長（井藤 稔君） 以上で三島議員の反対討論を終わります。次に賛成討論はありますか。
松本議員。

○議員（5番 松本 二三子君） 5番、松本です。わたしは議案第7号、日吉津村奨学基金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例について賛成の立場で討論させていただきます。

今回廃止される条例は、奨学基金の設置管理と処分に課金する条例であり、日吉津村での奨学資金制度をなくすというものではありません。実際200万円の基金は、平成30年度末までまったく使われていません。令和2年4月、奨学金資金貸与事業で153万6,000円が貸付金として活用され、残りの45万4,000円も繰り入れられゼロとなっています。基金の処分については、第6

条で奨学金貸付の経費に充てる場合に限りこれを処分することができるかとあります。

また、村の奨学資金については、日吉津村奨学資金貸与条例と規則によりきちんと定められています。こちらの財源は奨学資金貸付金返還金と一般財源となっています。基金に頼ることなく、学生が借りた奨学金を返還したお金で、次の学生に貸与できるという仕組みは、生きたお金の使い方ではないかと個人的には思います。

以上の点から、日吉津村奨学金の設置管理及び処分に関する条例を廃止する条例に賛成します。皆様のご賛同をよろしくお願い致します。

○議長（井藤 稔君） 以上で松本議員の討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（井藤 稔君） 起立多数であります。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号

○議長（井藤 稔君） 日程第7、議8号日吉津村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第9号

○議長（井藤 稔君） 日程第8、議案第4号日吉津村消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例を廃止する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第9号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号

○議長（井藤 稔君） 日程第9、議案第10号令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第9回）についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。ただいま上程されております、日吉津村一般会計補正予算（第9回）において本議案に対し、反対の立場で討論させていただきます。まず、本議案においては本定例会において提案をされたものであります。この事項、さまざまな予算が編成をされておりますが、この事項の中でも議案書7ページに記載の第3表債務負担行為についてであります。

本定例会に出されております補正予算について、すべての事項が反対ということではないことを、前もって申し上げておきたいと思っております。この件については、うなばら荘の以前からの、従来の問題がクローズアップされた件でございます。まず、この第3表債務負担行為についてであります。その内容は表に掲げられておるとおり、事項として一般財団法人うなばら福祉事業団に対する損失補填、そして期間令和3年度の1年間、そしてその限度額の記載項目の欄に、うなばら荘運営のために一般財団法人うなばら福祉事業団が補填する額となっております。この表の予算調整様式は第14条関係の第4表により作成することが規定されております。この規定によれば事項、期間、限度額を記載し調整されたものであり、前述した限度額欄に額面表示でなく、一般財団法人うなばら福祉事業団が補填する額とされている点に疑義をとるものであるからであります。

この表の調整において備考2、この表には記載をされておませんが、調整様式にはこの表の

下に備考項目が2点ございます。これは総務省の表の調整方式様式に基づくものであります。その2には、限度額の金額表示の困難なものについては、文言記載をすることができると書いてあります。本件はこれを準用した議案質疑での説明を担当課より承ったところであり、これは本来建物等の請負契約が年度内に完了をしないとか、道路改良において土地交渉が地権者との間で調整が困難な場合、これらの事項において相当なる事由があきらかなものについて行われるものであります。

これは過去において村土地開発公社の塩漬け土地がありましたが、この土地の損失補填、利子補給を今までやってきたものがない例であります。そしてこのような運用の仕方は、昨年令和2年も同じように繰り返されております。それがまた、今回の令和2年の最終の3月定例会の補正予算において、令和3年度来年度の借金運用をここで運用させて下さいという提案であります。

そこでこの債務負担行為は、地方自治法214条で定めることが規定されておりますが、同法215条で予算内容に記することとなっております。この行為は支出の原因となる債務、いわゆる借金をするだけの権限を与えられたものでしかございません。要するに、借金契約をするというだけの権限でしかございません。

そして債務の支出を要する場合は、これは会計のシステムで、これは行政会計をつかさどる方には当然のことではあります。行政会計は現年度化の原則がありますので、これを支出する場合には、この度の3月の補正予算ではすでにうなばら福祉事業団に、3,000万の損失補填の補助金が支出されようとしております。

これは令和2年度の債務負担行為をしたものが歳出計上され、履行されようとして計上されておるものであります。ですので、再度債務負担行為をしたからといって、すでにその金が履行できるものでは何らありません。予算計上し、議案上程された支出事項や金額がそのまま認められるものではなく、その性質はまったく債務負担行為とは別のものであります。

言い換えれば、これを一般家庭として例をとれば、息子がお父さん家を建てるよ。今年いっぱい掛かる。お金を貸してごしない。だあもなんぼ掛かるかわからん。お父さんは、そげか、銀行と掛け合ってみいが親戚会議を開いてからだないとわからんぞ。というように、銀行は親戚会議の同意書、いわゆる議決がなければ執行できませんよというようなものには変わりはありません。

これが債務負担行為の性格であります。この点を明確に認識をして、一般財団法人うなばら福祉事業団への損失についての適正なる判断ということになりますが、当団体は村から資本金300万を拠出し設立されたものであります。しかし、村民意識においてかつての村直営のうなばら福

社事業団としての認識延長があり、一般財団法人としての性格の差異が理解されているとは思われません。一般財団法人は収益事業や何をしていかまいせんし、官庁認可も不要、定款を作り登記をするだけで法人設立が可能なものです。これが一般財団法人の性格であります。

そこで、本件の債務負担行為を一般財団法人に補填する行為そのものが適切であるか否かの点にあります。こうした財団や公社に対する債務執行を行うものに対し、自治法 221 条 3 項に規定があますが、長の調査等を行うのが行政の責務である。これは各自治体では、この調査対象となる出資比率または債務負担比率が、今までは 2 分の 1 で法律改正がされましたので、4 分の 1 以上 2 分の 1 未満の法人を定め、条例化し、明確に定義した上で同法 243 条 3 項 2 項により、議会に報告することと規定をされております。

本件は、この法人に対する条例の規定がありません。これはいち早く条例の整備をし、法人に支出をしてもよろしいということが定義付けされていないから、このような問題が出てくるわけでありす。

そしてこれは、西部広域から指定管理者として受託した一団体であり、独立した運営団体で村との関係は拠出金を出資しているにすぎず、前述の経営状況を説明する書類の確認及び条例規定もなく、債務負担行為の対象法人としての適正な理由の正当性が、わたくしはないと考えております。これについては、整備をした上での話であれば、これはまた論外になると思っております。議案第 10 号の問題点を自治法の規定並びに一般財団法人との関係について指摘をさせていただきました。

本件には長年村として唯一の施設であり、歴史的に村民と関わってきた、なぜ今このようなことをという意見も確かにありましよう。また転入並びに村に居を構えられた方などからは、村がこんなに負担をするのかなどさまざまな意見を伺っております。ともあれ、この債務負担をするならば無制限限度額でなく、金額を記しその履行を遂行するのが行政の役目ではないでしょうか。この表には記載されていない履行 2 をもって、額面が表示困難として限度額表示をすることは現に慎むべきであります。地方財政会計では、聞起債と挪揄される事項であることには間違いありません。

本件が議決されれば、前年実績からしておおよそ 9,000 万にも及ぶ額が計上される可能性があります。村民 3 千 5 百有余人が、一人当たり約 3 万円の負担を負う計算となつてまいります。しかしながら、この負担額が 3 万円だからとってうなばら荘の運営をここで反故するという考えはございせん。

しかしながらこれらはその結果、義務的経費、給与等の人件費、生活保護等の扶助費、そして借金返済に要する債務として計上され、どれも支出の義務があり任意削減しにくい経費であります。これは自治体の財政運営の中で、高くなれば財政構造の硬直化を招く結果となって、大きく財政計画に支障を及ぼす結果となってまいります。

るる申し上げましたが、最後に債務負担行為には限度額を明記し、その責任説明を果たしたうえで、現年度予算支出を履行されたいと思います。

そして、うなばら荘は先ほどの新聞にも載っておりましたが、今後も運営を村としてフォローしながらやっていくぞという気概を持って臨むべきであること。債務負担行為は確定的な債務負担でなく、当該年度の歳出を伴わず心理的抵抗が少なく、議会承認が得やすいなどの安易な提案は議会に対する姿勢を疑わざるを得ません。是正されるべきであると思っております。

ともあれ、うなばら荘においては本年度が指定管理の最終年度となっております。この最後の1年間にいかなる努力、そして改善をして、運営をしてやはりうなばら荘はほんとにたいしたもんだったと言われるような運営にわたしは努められ、行われていくことを期待してやみません。しかしながら、現実のとおり予算執行の形態としては、これはいかななものかということがわたくしは先ほど頼申し上げたところであります。

以上、村民の付託を受けた議員といたしまして、議案第10号の反対討論といたします。議員各位の皆様、よろしくご賛同をお願い申し上げます以上で終わります。

○議長（井藤 稔君） 次、賛成討論を行います。

河中議員。マスクははずしていただいて結構ですので、壇上は、よろしくお願いします。

○議員（6番 河中 博子君） 6番、河中博子です。議案第10号、令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第9回）に対して賛成の立場で討論します。その中でうなばら福祉事業団補助金3,000万円と、令和3年度債務負担行為について、なぜ賛成しなければならないのかについて述べます。

まず結論から申しますと、賛成する1番の理由は一般財団法人うなばら福祉事業団、つまり指定管理者である日吉津村が、西部広域行政管理組合と協定を結んでいる期間は2年間、来年3月31日までで後1年残しています。これを契約半ばで投げ出すことは、民法に定める信義誠実の原則いわゆる信義則に反する行為であるからです。信義則は嫌疑の公使や義務の履行は、互いに相手の信頼や期待を裏切らないように誠実に行わなければならないとし、最後までやり遂げることが求められています。

次、議会がこれを否決し、たとえば3,000万円が3月中に支払えなければ一般財団法人うなばら福祉事業団は解散となり、従業員は解雇され路頭に迷うことになります。当然営業もできなければ閉館し、廃墟となるでしょう。そういう事態も招きかねない非人道的な行為を、村民の代表であります日吉津村議会が取るべきではありません。

昭和49年に老人休養ホームとして日吉津村に設置され、以来47年間村民はもとより村外からも多くの方々に利用され、親しまれてきたうなばら荘です。その間スタッフの皆さんの努力もあり、黒字経営の時期もありましたが、近年は施設の改修で休館を余儀なくされたこともあって、ご承知のとおり経営が思わしくありません。赤字の原因は、西部広域行政管理組合の各自治体が独自の老人福祉施設を建て、うなばら荘を利用することがなくなったこと、世間一般に物価の高騰や個人収入の減少などから、外食を控える人口が増えてきたこと。皆生の弓ヶ浜荘閉館に伴い市町村職員共済組合の指定施設にされましたが、期待したほど収入増にならなかったことなどがマイナスの要因となりました。

きわめつけは、昨年から世界中を震撼させているコロナ禍が追い打ちをかけました。国内でも老舗旅館や老舗料理店が店をたたむなど特に宿泊、飲食業についてはかつて経験したことのない非常事態でうなばら荘も例外ではありませんでした。キャンセルが続き、昨年4月21日から70日間臨時休館、国や県からの要請で大人数での宴会は控えるようにということもあって、一番の収入源である宴会や宿泊がほとんどゼロという中、国から雇用調整助成金や持続化給付金の支給を受けながら努力してまいりました。

それでも去年の決算、令和元年度ではわずかながら収入が増え、支出をかなり減らした努力の甲斐あって赤字額は近年の最低にとどまり、明るい光が見えてきたかと思わせました。しかし、コロナ禍はますますひどく今年度は最悪の状況になってしまい、6,000万円の赤字補填を余儀なくされています。執行部やうなばら荘の努力は十分ではなかったかも知れませんが、それに対して議会はどうだったのか、赤字を責めるばかりで有効な提案や提言を尽くしてきたでしょうか。反省すべき点は大いにあります。

さて、もう一度本題に戻ります。令和元年度末で累積2億円の赤字だと騒ぎ立てられますが、これまで執行部からの赤字補填に対して村議会はその都度真摯に向き合い、村民のためにうなばら荘運営のために必要な予算であるとして認め、議決してきました。年数がたてば金額が膨らむのは当然の成り行きで、累積額だけを見て税金の無駄遣いだというのではなく、自ら選んだ議決は必要であったと認めるべきです。そうでなければ執行部・議会・村民そしてうなばら荘の努力

がむくわれません。

また、令和3年度の債務負担行為に金額を入れるべきだという意見がありますが、債務負担行為は地方自治法で認められた予算の仕組みで、どれくらいの赤字が出て補填が必要になるのかわからないため金額を入れていないのであって、国でも金額を入れていない債務負担行為はたくさんあります。

更に限度額の金額表示の困難なものについては、文言で記載することができるとなっていて、日吉津村では従来この形を踏襲し、数字ではなく限度額という文言で記載しています。更に言えば単年度予算のため、令和2年度のこの3月議会の補正予算に組み込み、議会の議決を得なければ令和3年度の支出ができないのです。ここに至って後1年間、指定管理期間の最終年、有終の美を飾らねばならない時に、補助金3,000万円と債務負担行為反対の態度を村議会がとるならば、今までの赤字補填額や、この間の関係者の努力、改善の実をゼロにする行為と言わざるを得ません。

そんなに日吉津村は信義が守れない村なのか、そんなに議員には良識がない人が多いのかという評価は、今後、村政のあらゆる場面にマイナスのイメージとして付いて回り、いつまでも語り継がれるデメリットははかり知れません。これでは先人の努力もあって、孤高を保ち尊敬を集めてきた日吉津村の歴史に汚点を残すものとなります。

最近一部メディアに、うなばら荘運営終了へなどとでかでかと書かれ、いかにも死に体になったかの印象を与えますがそうではなく、残り1年をこれまで親しんで利用して下さったかたかたへの感謝の気持ちを持って、一人でも多くの方にうなばら荘を利用していただくよう、本気で企画し取り組んでいかななくてはなりません。そのためにも予算を可決する必要があるのです。法律に定める信義則を全うし、最後の1年を日吉津村の汚点にならないよう努めなければなりません。どうか、議員各位にはこの議案に賛成し、うなばら荘最終年の赤字克服へ全員で協力して力が発揮できますように、賢明なご判断を切にお願い申し上げ、わたくしの賛成討論を終わります。

○議長（井藤 稔君） 以上で河中議員の賛成討論を終わります。

次に反対討論はありますか。

山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。議案第10号令和2年度一般会計補正予算第9回に反対の立場で討論いたします。反対理由として同一般会計補正予算の中に上程されております令和3年度の債務負担行為、一般財団法人うなばら福祉事業団に対する損失補填について反対す

るものであります。

先ほど反対討論された橋井議員とは同期であり、つまり7期26年が経過しようとしております。そして賛成討論を同僚議員がされたところであります。率直に感じたことは、過去の日吉津村の財政危機を知る議員、また行政職員が少なくなってきたことに危機感を感じるころであります。過去の事例から見ても、財政危機の負担は最終的には必ず住民が負担を負うことになります。財政破綻をした北海夕張市に学ばなければなりません。

日吉津村の過去を振り返れば、平成10年ごろ、今から20年ほど前、当時の益田村政時代には前任者の膨大な借金返済に苦しんだわけであります。益田村長がよく言われた言葉に、山路議員借金返済の村長みたいなもんだわと、よく言われた言葉であります。その最たるものがCCZ計画破綻、等面積交換による問題であります。十数年間当初予算に2,000万を計上し、返済すべく土地を購入し続けたわけであります。それこそ孫子の代まで苦しんだわけであります。行政責任といいながらも、最終判断は議決した議会であり、議会にも大きな責任があります。30年余り続いたこの問題も2年前、当時の石村政でやっと解決したところであります。また、ハード事業で膨らんだ財政を立て直すために、目的基金である国際交流基金5,000万円すべてを一般財源化として流用、また高齢者福祉のために1万円を配る制度も大騒動の末廃止、数々の福祉政策を廃止、村民に大きな負担をかけた中で、健全財政をはかってきた記憶がよみがえるころであります。当然議員も、厳しい判断を余儀なくされたところであります。

このような経験をしてきた議員だからこそ言えることもあります。改めて申し上げたい、うなばら福祉事業団にはこれ以上の税金投入はしてはならないと、この一言につきるところであります。これ以上の税金投入は、議員に対する住民からの不満、不信感がより一層増すものと考えます。うなばら福祉事業団で二度と同じ轍を踏んではならないと、ましてや令和4年度にはうなばら荘は人手に渡ることも決まっております。このことは日吉津村が決めたわけではありません。日吉津村長でもあり、うなばら福祉事業団の理事長である中田村長、また西部広域を構成する9ヵ市町村首長の立場として、現段階でうなばら荘を閉じる判断はわたくしはむしろかしいと思っております。

であるなら、チェック機能を果たす議員が、西部広域から見れば悪者となると思いますが、この議案を否決という判断をせざるを得ないと、必ず今後の日吉津村の財政再建の一助になるものと確信するものであります。このまま経営を続ければ、つまりこの度の補正予算を可決すれば、令和3年度末うなばら福祉事業団に対する赤字補填、執行部の言われる1億円程度ではわたしは

収まらないと、納入金 2,500 万円の問題、このあたりも不明確です。従業員の退職金加算、この辺も明確にしなければなりません。なにより、コロナの影響とともに新聞報道、先ほど頼同僚議員も述べられたように新聞報道は閉じる報道がされております。この風評被害で利用客激減も想定しなければなりません。

また、政府の援助もなければ赤字額は 1 億円どころでは収まらないと、試算すれば 1 億 5,000 万程度が発生するものと考えておかねばならないと思っております。過去 10 年の補助金、つまり赤字補填を 2 億 5,000 万円を合わせれば、この度可決すれば令和 3 年度末には 4 億円を補填することとなることが想定されます。いったい、うなばら福祉事業団、赤字補填はいくらすればよいのかと、小自治体日吉津村財政にそのような余裕がないと思っております。どのように考えても早急な判断、日吉津村の赤字補填を最小限に食い止める努力、つまり来月 4 月から閉じるための手続きにはいるべきであるとわたしは思っております。

手続き期間中の費用は補正予算で対応すべきであると、このように思っております。今後、日吉津村の置かれている立場は国からの交付金は減り、村税収も減る一方となります。その上に起債償還、つまり借金返済がピークを迎えます。また、建設計画が進む一般廃棄物処理施設の負担金も発生します。そして、設置後半世紀近くとなった下水インフラ整備も近々の課題となっております。いくらお金があっても足りない状況であります。今、日吉津村には財政再建に向けたきびしい判断が求められております。

以上の理由で議案第 10 号に反対の立場で討論いたします。議員各位のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 以上で山路議員の反対討論を終わります。ほかに討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第 10 号を採決します。この採決は起立によって行います。賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（井藤 稔君） 起立多数であります。したがって、議案第 10 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 11 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 10、議案第 11 号令和 2 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険

事業勘定特別会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第11号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第12号

○議長（井藤 稔君） 日程第11、議案第12号令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第13号

○議長（井藤 稔君） 日程第12、議案第13号令和2年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので討論を終わります。これから議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決さ

れました。

日程第 13 議案第 14 号 から 日程第 16 議案第 17 号

○議長（井藤 稔君） お諮りいたします。日程第 13 から日程第 16 までは予算審査特別委員長審査報告ですから、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 13、議案第 14 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について、日程第 14、議案第 15 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算について、日程第 15、議案第 16 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 16、議案第 17 号令和 3 年度日吉津村下水道事業会計予算についてを一括議題とします。

本 4 議案は本会議において予算審査特別委員会に審査を付託をしていますので、予算審査特別委員長から審査経過と結果の報告を求めます。

橋井予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（3 番 橋井 満義君） 予算審査特別委員長の橋井です。ただいまより本定例会で本委員会に付託されました予算審査報告を行います。本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

事件については、議案第 14 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算、議案第 15 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算、議案第 16 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計予算、議案第 17 号令和 3 年度日吉津村下水道事業会計予算、以上、4 議案について審査をさせていただいております。

審査の事件名は先ほど申し上げたとおりでございます。

審査日時は、令和 3 年 3 月 10 日、11 日、15 日であります。審査場所は当議場において行っております。

委員構成につきましては、委員長わたくし橋井でございます。副委員長松田悦郎、議長井藤稔、山路有、加藤修、三島尋子、松本二三子、河中博子、前田昇、長谷川康弘、以上であります。説明のため出席した者、総務課から高田課長、高塚係長、総合政策課福井課長、教育委員会井田教育長、横田課長、議会事務局高森局長、建設産業課益田課長、福祉保健課小原課長、保育所山路所長、住民課矢野課長、以上出席を求めて同席をしております。

そうしますと、議案第 14 号からご説明させていただきます。一般会計についてであります。令和 3 年度当初予算は、歳入歳出の総額はそれぞれ 38 億 87 万 4,000 円を計上し、前年度対比約 55 パーセント増の大型予算で 13 億 5,568 万円の増額であります。

歳入の主なものは、村税は新型コロナの影響により、8 億 8,215 万円となり前年度対比約 1.2 パーセント減額で、個人分、法人分で 1,642 万 1,000 円減額の 2 億 2,060 万円の計上であります。地方交付税は前年度対比 40 パーセント増の 4 億 9,126 万 8,000 円とし、国庫負担金は障害者自立支援給付費、新型保育給付費、新型コロナワクチン接種対策費など 2,415 万 4,000 円を増額し、1 億 8,847 万 3,000 円を計上いたしております国庫補助金は村道役場線交差点改良、コロナ感染症対応、コロナワクチン接種などに 5,691 万 8,000 円を総額し、8,762 万 8,000 円の計上をしている。村債は複合型子育て拠点施設整備事業に関わる保育所施設事業債などに 11 億 1,110 万円を増額し、12 億 2,830 万円とした。

歳出の主なものは本年度新規事業が 8 事業ある中で、複合型子育て拠点施設整備事業の建設解体工事に 12 億 6,453 万 4,000 円、村内老人保養施設を利用された金額に補助する新型コロナ経済対策宿泊等応援補助成金事業に 1,412 万 8,000 円、村内の経済活性化を図る新型コロナ経済対策商品券事業に 865 万 4,000 円、結婚支援事業に 505 万円、地域力の維持強化のために地域おこし協力隊事業に 460 万円などを計上された。企画費ではふるさと納税寄附金の増額に伴う報償費及び結婚子育て世帯応援支援金などに 3,245 万円の増額で 1 億 2,122 万円を計上された。

次、議案第 15 号国民健康保険事業勘定特別会計、歳入歳出の総額はそれぞれ 3 億 7,092 万 3,000 円を計上し、前年度対比約 4.7 パーセント減で 264 万 4,000 円の減額予算であります。歳入の主なものは繰入金で 268 万円を減額し、2,056 万 6,000 円とした。

歳出の主なものは入院等による給付費の増額で一般被保険者療養給付金 105 万 6,000 円を増額し、2 億 2,835 万円とした。一般保険者医療給付費は県全体の医療費を減額見込みとして 233 万 2,000 円を減額し、6,157 万円としている。村の保険税率は国からの財政支援や激変緩和措置などにより、県納付金を少し抑えたことにより当面据え置きとなった。

医療費の適正化については、頻回重複の受診を控える啓発や、ジェネリック医薬品の推奨に努め特定検診受診率では県下で 4 年連続 1 位であり、引き続き更なる受診率向上に向けて取り組んでいただきたい。

次、議案第 16 号後期高齢者医療特別会計予算、歳入歳出の総額はそれぞれ 4,395 万 4,000 円を計上し、前年度対比約 4.7 パーセント減で 216 万 8,000 円の減額予算である。歳入の主なものは

後期高齢者医療保険料 247 万 5,000 円の減額により、3,707 万 7,000 円であるが、主な要因は被保険者数の減少によるものである。

歳出の主なものは後期高齢者医療広域連合納付金は保険料の減額で 226 万 9,000 円の減額で 4,291 万 2,000 円となった。後期高齢者支援事業として、引き続き 80 歳までの被保険者で希望される方に、人間ドック事業の実施や、虚弱な状態などでフレイルになりやすいので、病気の予防と生活機能の維持向上を図りたい。

次、議案第 17 号下水道事業会計予算、収益的収入については 1 億 5,552 万 5,000 円で前年度対比 1,509 万 4,000 円の減額予算であり、一般会計負担金と長期前受戻し入れの減額が主な要因である。

収益的支出については、1 億 4,433 万 6,000 円で前年度対比 2,171 万円の減額予算であり、原価償却費の減額が主な要因である。資本的収入は 275 万 6,000 円で支出は 4,421 万 3,000 円である。

収入は前年度対比で 1 万 4,000 円、支出は 201 万円の増額である。支出の増は企業債償還金の増額が主な要因である。コロナ禍で下水道使用料の 6 パーセント減免が継続され、引き続き適正な運営をされたい。

なお、別紙のとおり各委員からの出た意見をまとめて、付帯意見を添付させていただいております。

以上、事件の番号議案第 14 号について日吉津村一般会計予算、審査の結果原案可決賛成多数であります。議案第 15 号日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計予算、原案可決、これは全会一致でございます。議案第 16 号日吉津村後期高齢者医療特別会計予算、原案可決、全会一致であります。議案第 17 号令和 3 年度日吉津村下水道事業会計予算、原案可決、全会一致であります。以上、審査の結果の報告をさせていただきました。

○議長（井藤 稔君） 以上で橋井予算審査特別委員長の報告を終わります。本 4 議案は議員全員で構成します予算審査特別委員会に審査を付託していますので、この際質疑はないものとし、討論を行います。討論は各議案ごとに行います。議案第 14 号の討論を行います。討論は反対賛成の順に行います。はじめに反対討論はありませんか。

三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。議案第 14 号令和 3 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計に反対の立場で討論します。令和 3 年度一般会計予算は、全議員による予算審査特別委員

会で慎重審議いたしました。村民の暮らしを守るための事業予算、そして保育所等複合施設建設事業コロナ感染対策費など多くの事業予算が提案されております。そしてこれらほとんどに賛成はいたします。しかし、この中で男女共同参画推進事業については賛成することができません。事業の目標、事業の内容、今後の方向性、方策など施策として取り組む計画は何もありません。男女共同参画推進審議会開催として報酬6万円が計上されているのみです。

男女共同参画は社会の一番の基本であります。このところの女性蔑視発言、容姿侮辱発言は発言者の役職を奪うということではなく、国内外のメディアで取り上げられ、オリンピックの精神に反しているとさまざまな批判の声があがっています。日本におけるこれまでの慣行、慣例がまだまだ渦巻いているのではないのでしょうか。

男女共同参画社会基本法は平成11年6月の国会で衆参両院で全会一致可決成立しております。これを受けて鳥取県は全国に先駆けて平成12年12月鳥取県男女共同参画推進条例を公布施行しております。そして、日吉津村も平成20年3月公布施行しております。男女共同参画に基づいた基本法の前文に男女共同参画社会の実現は21世紀日本の国社会を決める最重要課題だと明記しております。

政策等の立案決定への共同参画をはじめ、人権、少子高齢化、介護、障がい者、子どもを産んで安心氏して育てられる社会、そして社会教育、学校教育、防災、雇用の在り方、賃金格差、生活困窮への対応、村づくりなどわたしたち社会で暮らすにあたってのすべてを含みます。多様性が認められる時代に即した自治体の取組みは、簡単なことではありません。

厚生労働省は昨日、昨年1年間に自殺した人の確定数値を公表いたしました。特に女性と子どもの自殺者が増加し、深刻化していると述べております。困った人が支援を求めやすい体制づくりを改めて検討し、取り組んでいくことではないのでしょうか。一担当課の事業ではなく、村の未来をめぐる問題としてあらゆる施策事業をジェンダー平等の視点でとらえ、自治体全体で連携して取り組むことが重要であると考えております。

男女共同参画、社会参画は女性だけの問題ではありません。男性の問題でもあります。村の男女共同参画推進条例は、県をはじめ多くの方々の支援で制定することができました。今後、行政におきまして、今後の取り組みに期待をしていくこととし、反対討論といたします。皆さんの賛成よろしく願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 以上で三島議員の反対討論を終わります。次に、賛成討論を行います。討論はありませんか。

松本議員。

○議員（5番 松本 二三子君） 5番、松本です。わたしは委員長報告に賛成し、議案第14号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計予算について賛成の立場で討論をさせていただきます。今年度の予算では村税が個人、法人ともにコロナ禍のため減額となる中であっても、日吉津村の将来を見据えた新規事業がいくつかあります。

まず、保育所と複合施設整備事業として保育所、児童館だけではなく、子育て支援センターなども含めた子育ての拠点となる複合施設建設、村の民俗資料館も一緒にすることで村外から転入された方や、若い保護者さんにも日吉津村の歴史を認識し、興味を持ってもらえるようになると思います。

また、他市町のように日吉津村を盛り上げていただけるであろうと期待できる地域おこし協力隊事業、仕事、住まい、結婚を総合的にサポートしIJUターン及び、移住定住の促進に取り組む、移住定住支援事業や結婚支援事業として鳥取出会いサポートセンター、エントリーへの登録を補助したり、新築や中古中宅を取得して2年以内の世帯へ支援金を交付するということで、子育て世代への経済的支援もなされています。

新型コロナウイルス対策も継続事業として、PCR検査費用の助成はもちろん、ワクチン接種体制も個別接種、集団接種ときちんと確保されています。コロナ禍でのフレイルの不安なども役場だけではなく、村社会福祉協議会へ運営費を補助し、委託料による事業など地域の福祉の充実が図られています。また、各自治体での住民主体の地域づくりの推進も出されています。

また、交通事故が懸念され、小中学校の保護者などからの要望も多かった村道役場線の交差点改良にも着手され、秋ごろには工事にかかる予定です。

教育費関係は村独自の加配もあり、1年生から6年生まですべて2クラスとなります。また、今年度も低学年を中心に学習支援員が配置されます。今年度から日吉津小学校にコミュニティスクール、学校運営協議会制度が導入されます。設置推進委員会を開催し、熟議を重ねられ今後コミュニティスクールのリーフレットを作成し、全戸配布されるそうです。また、コミスクだよりを村報やホームページに掲載し、情報の提供がなされます。昨年度に引き続きICTサポーターを日吉津小学校に配置し、職員の研修も実施されます。新型コロナによる臨時休業などに備えた家庭学習支援にも繋がります。また、引き続きソーシャルワーカーやALTの配置もなされます。小学校農園での水稻栽培、保育所農園でのさつまいも栽培は、地域農業者のみなさんと異年代交流や、農作業体験もでき今後継続されます。また、村民農園事業では区画を借りる方が増えてきて

いるようで、区画の大きさなど利用者増加につながる検討もされるようです。村外の方にもどんどん借りていただき、農作業を通じて日吉津村のことを知ってもらえたらと思います。

子育てなら日吉津だけではなく各世代、どの年代にも配慮された予算ではないかと思います。皆さんのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（井藤 稔君） 以上で松本二三子議員の賛成討論を終わります。他に討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（井藤 稔君） 起立多数であります。したがって議案第 14 号は原案のとおり可決されました。次に議案第 15 号の討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第 15 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって議案第 15 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第 16 号の討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第 16 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって議案第 16 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号の討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第 17 号を採決します。本議案に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

[異議なし]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって議案第 17 号委員長報告のとおり可決されました。

ここで一時休憩といたします。

午後 2 時 55 分休憩

午後 3 時 10 分再開

日程第 17 議案第 18 号

○議長（井藤 稔君） 再開いたします。

日程第 17、議案第 18 号日吉津村総合計画を定めることについてを議題といたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） 7 番、前田です。本議会に提案をされております議案第 18 号総合計画の議案に対しまして、反対の立場で討論をさせていただきます。

いうまでもなく、本議会に提案をされている総合計画は、日吉津村の今後の 10 年間の村行政の指針であり、また、村づくりの方針を決める本村において、最も最上位に位置づけられる計画であります。今回は第 7 次総合計画ということでもあります。この総合計画の議案につきましては、自治基本条例にも特別な定めがされておりますし、議会基本条例におきましても、必ず村議会で議決をするという重要な計画であると位置づけられております。

新年度、令和 3 年度からスタート予定の第 7 次の日吉津村総合計画におきましては、昨年当初から役場の中で検討がされてまいりました。その素案が今年の 2 月 1 日から村のホームページに公表されたものであります。村当局としては昨年当初から総合計画の策定に着手したものの、あいにくのコロナ禍のために以前のように村民の皆さんに集まっていただき、たくさんの意見を交換するというそういう機会が設けることができなかつたと、ただし昨年 1 月に行いました村

民アンケートの調査等により、村民の意見を十分反映して策定したというふうに説明をしております。しかし、本当にそうでありましょうか。わたし自身以前に総合計画の策定に参加しました経験から村当局のその説明には納得できない点が多々あります。そこで本日はその策定の手順におきまして3点にしぼって問題点を指摘したいと思います。

まず、1点目は村当局は昨年1月村民650名の方にアンケート調査を実施しまして、300名の方から回答を集めております。これは今後の村行政を進める上でも大変貴重な資料になるというふうに思いますが、そのアンケート結果を今回の総合計画の策定にあたって、重視をして盛り込んだというふうに説明がされておりますが、実際にはそういうふうにはみえません。たとえば、村づくりのキーワードについて特に中高生から回答を集めておりますが、その上位となったものは安全・安心、やさしさ、にぎわい、更には快適とか楽しさというふうにアンケートの結果出ております。がしかし、今回の上程されております素案に盛り込まれた三つの基本理念、いわゆるキーワードとしましては、健康、共働、共に働くという共働ですね。そして挑戦と決められております。

従いまして、アンケートにとったキーワードとは違うものが、今回の計画には盛り込まれているということでもあります。村づくりの理念として上げられています、1番に上げられております健康というキーワードであります。これにこれのものに反対する人はないかと思えますけれども、一つ違った面から考えると現在不幸にも健康を損ねている方にとっては、村づくりの基本理念の第一に、健康という言葉についてある意味では少し心に痛いといいますかね、そういう思いも、感じる方もあるのではないかというふうに推察したりしております。つまりキーワードについては、それぞれにいろんな受け止め方があるわけですから、よく村民の方と議論を尽くすということが大事だというふうに思っております。

そして、村づくりの今後のスローガンにつきましても、村民の意見を聞く場もなく、役場の中で決定をされています。役場の方で村民の意見を意図して無視したということには感じませんが、なぜそういうふうに村民のアンケート結果、あるいは村民の意見を聞くまもなく役場の中できめていったか、これについてはやはり村行政としては説明責任があるというふうに思いますが、村民への説明会としましては、この2月に1回1時間だけの開催に終わっております。そこで出された3カ所の意見についても、その回答らしきものは現在のところ公表されたというふうには見受けられません。問題点の2点目ではありますが、昨年から今年の1月まで役場の中では、岡山の方から外部のアドバイザーを迎えて検討されております。

その結果、総合計画の基本構想、基本計画、特に今回はその計画書が以前の計画書に比べて大きくスリム化をされております。そういうふうに変更がされていますが、これも役場の中で決定をされております。職員の皆さんが総合計画について研修を深めたり、意見交換することはとても大事なことだというふうに考えてはいます。が、残念なのはその役場の中で今年の1月までです、数か月をかけて検討されていることすら村民には全くの情報提供はなくて、その間村民が参画するような場は一回も設けられていないということでもあります。これでは村民は村の将来を考えたり、互いに意見を出し合うということは到底できなかつたというふうに思います。

問題点の3点目、この総合計画の策定については、村民の12名によります総合計画審議会と、それから自治会から推薦をいただいた委員8名による、村づくり委員会が設けられていますが、自治会の推薦委員による村づくり委員会は、今年になりましてから1月の26日に1回だけ、また12名によります条例に定めのある総合計画審議会は、1月の29日と2月19日の2回だけ、いずれも1時間程度というふうに時間制限して行われました。ここでも、大変残念なのは、役場で作られつつある総合計画のたたき台のようなものがなぜもっと早く、係の委員の方に配布すらできなかったかということでもあります。コロナ感染予防のため会議ができなかった。あるいは1時間に限ってやるというふうな、村当局からの説明でありますけれども、村民の代表として責任を負う委員の皆さんに対する情報提供においては、問題があつたと言わざるを得ないというふうに感じております。

このような経過から、条例に定めのある第2回の総合計画審議会において、もう少し期間を伸ばして検討すべきでは、という意見が複数から上がったにもかかわらず、村当局は6次計画は今年度までで、新年度からは第7次計画をスタートするべきということをいわば強弁をして、強引に基本構想、基本計画の策定を終えてしまいました。

議員の中には、村民による審議会の答申が行なわれたなら、この素案に対して議会が反対はできないという意見もあるように伺っておりますが、その審議会の結果の答申書は、多分まだ、審議会の委員にすら配布されていないというふうな、対応ぶりだというふうに感じております。果たしてその審議会の答申が、審議委員さんの意向を十分踏まえて行われたかということと言えますと、大きな疑問が残るというふうなことであります。

本村の最高規範である自治基本条例には、村民が村行政の主権者であり、村づくりの主役だというふうに定められております。

村民参画というのはまずは行政が、十分な情報を村民の方に提供して、村民はそれについての

質疑応答とか、研修とか、意見交換を尽くして多様な意見の中から合意点を見つけていく、そのようなプロセスを抜きには村民参画は考えられないというふうに思います。

その手順を明確に定めたのが、平成 21 年施行の自治基本条例でありまして、役場と村民の信頼関係こそ村づくりの条件だと考えて、将来にわたって行政、議会、村民あるいは地域、団体などが、パートナーシップを作っていく決意を示した本村の最高規範であります。その、自治基本条例を村行政が軽視するようなことをしてはなりません。この 1 年間の総合計画の策定の手順はあきらかに村民の信頼を損なうもので、村民主役の行政とは言えない、そういう手続きだったというふうに思いますし、今後、村行政を村民の理解の基に進めていく上で、大きなマイナス要因だと危惧しています。

村議会としては議会基本条例に重要な議決事項として位置づけられている、この総合計画について、今こそわたしたち議員が村民の付託に答え、行政の不十分さや間違いを時には厳しく指摘していく態度が求められています。そこでこの問題を少しでも取り戻すために、提案をしたいと思います。それはこの総合計画の検討期間をせめて後 3 ヶ月程度延長して、その間に村民による検討の機会を確保することです。みんなで作る元気な村という、新しい総合計画のスローガンを、村民の合言葉として実践するためにここは思い止まって、村民による検討機会を確保していくことが必要だ、そのことを議員の皆さんにも、強く訴えて議案第 18 号に対するわたしからの反対討論とします。ぜひ、皆さまのご賛同をいただきますようお願いを申し上げます。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（井藤 稔君） 以上で前田議員の反対討論を終わります。次に賛成討論を行います。討論はありませんか。

山路議員。

○議員（山路 有君） 2 番、山路です。議案第 18 号日吉津村総合計画を定めることについて、賛成の立場で討論いたします。冒頭、日吉津村 7 次総合計画策定にあたり、各種団体代表をはじめとしてたくさんの皆さんにご協力をいただきました。改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

策定期間中は皆さんご存じのように、新型コロナウイルス感染防止のため一同に会した会議が制限され、会議が行われたところであります。限られた中での、と言いながらも、昨年暮れ、あまりにも会議が開かれなく、自治会からお願いした委員さんからも心配の連絡があったところで、担当課には事情はわかるが、少なくとも委員さんには開催できない事情を説明する文書を流

すようにと忠告したところでもあります。少し配慮に欠けていると感じたところでもあります。

先ほど反対討論された前田議員が、担当課に提出された3ページに及ぶ質問、意見を讀ませていただき、細部まで研究、理解されているものと推察したところでもあります。しかし、あくまでも個人的な主観、見解であり、すべてを理解するものではありません。

わたくしも以前、策定に関わったひとりであり、答申に至るプロセスには不十分さを感じるころでもあります。しかし、コロナ禍の中で、少なからずとも住民の皆さんのご意見等が、反映されたものとするのが当然であります。このような経過がある限り、議会で否決という安易な判断は、わたくしはできないと思っております。

そもそもこの総合計画を、議決案件にすること自体に疑問を感じる一人であります。最後になりますが、経験豊富な前田議員ともども各議員が英知を絞り、実施計画に反映したいと考えます。以上の理由で議案第18号に賛成の立場で討論いたします。

議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 以上で山路議員の賛成討論を終わります。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。賛成の方の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（井藤 稔君） 起立多数と認めます。したがって議案第18号は原案のとおり、可決されました。

日程第18 議案第19号

○議長（井藤 稔君） 日程第18、議案第18号日吉津村教育委員会委員の任命についてを議題といたします。これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 討論がないようですから討論を終わります。これから議案第19号を採決します。本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって議案第19号は原案のとおり同意しま

した。

日程第 19 議案第 20 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 19、議案第 20 号日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました議案第 20 号日吉津村公共下水道使用料の特例に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。公共下水道使用料の減免措置につきましては、平成 30 年度以降段階的に廃止することとしております。

令和 2 年度においては新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済状況が悪化する中一般家庭等の負担軽減を図るため、2 パーセントへの減免率引き下げを 1 年間延期し、6 パーセントに据え置く措置を行ったところでございます。この度新型コロナウイルス感染症の終息が今だ見通せない状況の中、現状を踏まえ令和 3 年度においても 2 パーセントへの減免率引き下げを 1 年間再延期し、6 パーセントに据え置くための改正を行うものでございます。

以上、議案第 20 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 提案説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありますか。

前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） 7 番、前田です。この下水道使用料の減免を延長するということがあります。これについては下水道審議会は開催される必要はないのか、あるいはされたのかそのあたりをご答弁いただきたいと思います。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） 前田議員のご質問にお答えいたします。日吉津村公共下水道事業、こちらの審議会につきましては実施の方はしておりません。これまでこの条例の関係につきまして、段階的に減免率を下げていくということで条例の方を定めさせていただいた中で、今回の 6 パーセントの減免率の据え置きを、また、もう 1 年間継続して実施をさせていただくということで、審議会の方の諮問というようなどころまでは必要がないかなということで、実施の方はしておりません。以上です。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 下水道審議会に諮問した時というのは、どういった時だったんですかね。これ以前の経過としては。

○議長（井藤 稔君） 益田建設産業課長。

○建設産業課長（益田 英則君） こちらの減免率を段階的に引き下げをさせていただくということに関しましては、審議会の方に諮問させていただいて答申をいただいております。

[「いつですか」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） つづけて答弁をお願いします。

○建設産業課長（益田 英則君） こちらの実施いたしますのが、平成30年10月からということで記入してございますけれども、こちら4月からの実施という、当初、考えがございましたけれども、住民の皆さま方への周知期間が必要ではないかということで、10月からの実施とさせていただきますけれども、それ以前になりますので、平成の29年度の、ちょっと正確なところまでは覚えておりませんが、2月であるとかそのような時期に実施をさせていただいたというふうに記憶しております。

○議長（井藤 稔君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 29年度に開催をしたというのは、まあ、最後ですからあれですけども、これその時に諮問したということなんですね。それ以降されていないということでは、やっぱりこれは問題があるんじゃないかなと思うんで、まあそのあたりはここでどうこうではありませんが、やっぱりきちんと下水道審議会に、それなりの報告なり協議をされるべきだと思いますんで、その点を指摘しておきたいと思います。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

山路議員。

○議員（2番 山路 有君） 2番、山路です。先ほど同僚議員言われるように、わたしは委員さんには、この辺の経過報告なりの文書くらいは出すべきであるなど、は、当然であるというふうに思っております。

それはそれでおいでおいでですね、村長の方にお伺いしたいんですけども、専門医等のいろいろ調べてみますと、早々この新型コロナウイルスが改善ということが見られるだろうかという疑問が、今いろいろ提言されておりますけれども、たとえば、令和4年度もこのような状況が続けば、今の6パーセントを続ける考えがあるのか、ちょっと、お聞きしておきたいんですけども、

でしょうか。

○議長（井藤 稔君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。現時点で、令和4年度にこの減免を継続するかどうかというのは、現時点ではちょっと申し上げることはできないのかなというふうに考えております。このコロナという状況がどの程度改善されるのかということがございまして、これからワクチンの接種等も始まってまいりますし、このたび緊急事態宣言も解除されたということになってまいります。今後もこの新型コロナの状況をよくみながら、経済状況、家庭への影響等もよくみていながらですね、しかるべき時期にやはりこれは判断していく必要があると考えております。以上です。

○議員（2番 山路 有君） 終わります。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ほかにないようですので質疑を終わります。これから討論を行います。初めに反対討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ないようですので以上で討論を終わります。これから議案第20号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（井藤 稔君） 全員起立であります。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第21号

○議長（井藤 稔君） 日程第20、議案第21号令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第10回）についてを議題といたします。提案者から提案理由の説明を行います。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第21号令和2年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算(第10回)でございますが、歳入歳出それぞれ450万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,938万3,000円とするものでございます。

4ページをご覧ください。歳出では、第3款 民生費、第2項 児童福祉費に350万1,000円を計

上しておりますが、これは令和元年度子ども子育て支援事業関係の交付金等が確定したことに伴う、県への返還金でございます。第4款 衛生費、第1項 保健衛生費、第2目 予防費に100万円を計上しておりますが、これは新型コロナウイルスワクチン接種記録システム導入に伴うシステム改修委託料の増額でございます。

歳入では、第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第3目 衛生費国庫補助金に100万円を計上しておりますが、新型コロナウイルスワクチン接種記録システム導入にかかる国庫補助金でございます。

なお、第18款 繰入金、第1項 基金繰入金、第1目 財政調整基金繰入金 350万1,000円で調整しております。

以上、議案第21号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（井藤 稔君） 提案説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は同一議員3回までであります。質疑はありませんか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。議案を前もっていただいておりますので、ちょっとあの見ることができなくて、決算が終わっておりますので再度聞くかってことがあるかもわかりませんが、元年度の子ども子育ての支援事業ですけれども、これが大きく減額になったっていうのは何だったかというのを、もう一度お願いしたいと思います。説明、お願いします。

○議長（井藤 稔君） 小原福祉保健課長。

○福祉保健課長（小原 義人君） 三島議員の質問にお答えいたします。子ども子育て支援事業費の補助金の返還金といたしますのが、令和元年度の保育料の無償化に伴うシステム改修費分でございます。これが、受け入れが894万2,000円でしたが、実績が637万7,000円ということで、差額の256万5,000円が返還分となりました。もう一つの鳥取県子ども子育て支援交付金の返還金でございますが、こちらは受け入れが676万9,000円、実績が583万3,000円ということで差額の93万6,000円を返還ということになりました。こちらは利用者支援事業の人件費の差額分ということになります。以上です。

○議長（井藤 稔君） ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井藤 稔君） ほかにないようですので質疑を終わります。これから討論を行います。初めに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ないようですので討論を終わります。これから議案第 21 号を採決します。この採決は起立によって行います。原案について賛成の方の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（井藤 稔君） 全員起立であります。したがって、議案第 21 号は原案のとおり可決されました。

日程第 21 諮問第 1 号

○議長（井藤 稔君） 日程第 21、諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お手元に配布のとおり、清水香代子氏を人権擁護委員に推薦したい旨、村長から文書にて意見を求められています。なお、人権擁護委員の任期は 3 年です。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 質疑がないようですので質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） ないようですので討論を終わります。お諮りいたします。人権擁護委員の推薦について清水香代子氏を適任とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって、人権擁護委員の推薦については清水香代子氏を適任とすることに決定いたしました。

日程第 22 総務経済常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（井藤 稔君） 日程第 22、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。総務経済常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定によりお手元に配布しました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 23 教育民生常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（井藤 稔君） 日程第 23、教育民生常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

教育民生常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定によりお手元に配布しました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 24 広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（井藤 稔君） 日程第 24、広報広聴常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

広報広聴常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定によりお手元に配布しました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 25 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（井藤 稔君） 日程第 25、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から臨時議会を含む次期の議会運営について、会議規則第 75 条の規定によりお手元に配布しました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井藤 稔君） 異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（井藤 稔君） 以上で、本定例会の会議に付議された議案はすべて終了いたしました。これをもって、会議を閉じ令和3年第1回日吉津村議会定例会を閉会いたします。

午後3時50分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署名議員

署名議員